

第 3 回

熊本県議会  
農林水産常任委員会会議記録

令和 7 年 6 月 20 日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

## 第3回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

令和7年6月20日(金曜日)

午前9時59分開議

午前11時30分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第2号)

議案第27号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第3号)

報告第1号 令和6年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第6号 令和6年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてのうち

報告第14号 専決処分の報告について

報告第17号 地産地消の推進に関する施策の報告について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①「食のみやこ熊本県」創造推進ビジョンについて

出席委員(8人)

委員長 河津修司

副委員長 池永幸生

委員 前川收

委員 城下広作

委員 山口裕

委員 松村秀逸

委員 西村尚武

委員 幸村香代子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長	中島	豪
政策審議監	磯谷	重和
食のみやこ推進局長	辻井	翔太
生産經營局長	徳永	浩美
農村振興局長	永田	稔
森林局長	宮脇	慈
水産局長	那須	博史
農林水産政策課長	紙屋	勝良
団体支援課長	岩野	洋士
政策調整監	杉谷	将洋
流通アグリビジネス課長	甲斐	久美子
農業技術課長	山本	剛士
農産園芸課長	福永	哲
畜産課長	安武	秀貴
担い手支援課長	林田	慎一
農村計画課長	野入	正憲
首席審議員兼		
農地整備課長	大森	直樹
むらづくり課長	岩田	長起
技術管理課長	宮川	和幸
森林整備課長	野間	圭
林業振興課長	藤田	隆利
森林保全課長	山下	聖二
水産振興課長	山下	博和
漁港漁場整備課長	植田	光和
農業研究センター所長	工藤	真裕

事務局職員出席者

議事課課長補佐 岡部康夫

政務調査課主幹 入舟卓雄

午前9時59分開議

○河津修司委員長 ただいまから第3回農林水産常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、付託議案等の審査に入ります

が、質疑については、執行部の説明終了後、一括して受けたいと思います。

なお、執行部の説明は、効率よく進めるために、着席のまま簡潔に行ってください。

初めに、中島農林水産部長から総括説明を行い、続いて、各担当課長から順次説明をお願いいたします。

○中島農林水産部長 今定例会に提案しております議案の説明に先立ち、2点御報告いたします。

まず1点目は、災害の未然防止の取組です。

本年は、平年より4日遅い6月8日に、熊本県を含む九州北部地方が梅雨入りしております。

梅雨期を迎えるに当たり、毎年5月上旬から、山地防災パトロールや治山施設の点検等を行っており、地域住民の方々などに実施状況を周知し、防災意識の向上を図っております。

また、治水協定に基づく農業用ダムの事前放流について、市町や土地改良区と実施手順や連絡体制を確認するなど、着実に取組を推進しております。

近年、自然災害の激甚化、頻発化が進んでいますが、被害を未然に防ぐため、引き続き緊張感を持って防災対策を徹底してまいります。

2点目は、熊本県農林水産各基本計画の改定についてです。

農林水産部におきましては、農林水の各分野の基本計画の改定を進めています。3つの計画全てにおいて、くまもと新時代共創基本方針に掲げる食のみやこ熊本県の創造に向け、その要である担い手の確保、育成対策及び農林畜水産物のさらなる高付加価値化を主要な取組として位置づけ、稼げる農林畜水産業を目指していくこととしています。

3月から5月にかけて、各基本計画の改定

案についてパブリックコメントを実施し、合計22件の御意見が寄せられたところです。

今後、寄せられた御意見を反映しながら、7月の改定に向けて作業を進めてまいります。

また、あわせて、日本の食を支える本県のポテンシャルを最大限に發揮できるよう、関係者が一丸となって、農林畜水産物の高付加価値化や販路拡大を推進していくための「食のみやこ熊本県」創造推進ビジョンの策定も進めています。

詳細につきましては、後ほど、その他報告事項として御説明させていただきます。

続きまして、今回提案しております議案等の概要を説明させていただきます。

まず、補正予算関係として、国の経済対策を活用したスマート農業の推進、麦、大豆の生産性向上、共同利用施設の整備推進への支援に要する経費や、食のみやこ熊本県の創造に向けた関係者のネットワークづくりや食関連イベントの開催に要する経費等を計上しております。

これに、追加提案分の農業水利施設の電気料金の高騰に対する助成を加えた総額22億円余の増額補正を提案しており、補正後の現計予算額は、一般会計、特別会計を合わせて765億円余となります。

次に、報告関係では、令和6年度一般会計に係る明許縛越し及び事故縛越について、工事請負契約の変更について及び地産地消の推進に関する施策について御報告させていただきます。

以上が今回提案しております議案の概要でございます。

詳細につきましては、この後、担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○河津修司委員長 引き続き、各課長から説明をお願いいたします。

○紙屋農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

農林水産常任委員会説明資料、予算関係及び条例等関係について説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

令和7年度6月補正予算総括表でございます。

(B)の示されている欄が通常分の6月補正額で、欄の一番下、合計欄を御覧ください。

農林水産部の通常分の6月補正合計額は、21億7,000万円余の増額補正です。

次に、(C)の欄、追号分の6月補正で、これは、国の米国関税措置を受けた緊急対応パッケージに伴うものでございますが、欄の一番下、追号分の6月補正額は、3,000万円の増額補正となります。

農林水産部の6月補正後の総額は、一番右、計の欄、一番下の合計額のとおり、765億円余となっております。

この後、主なものを各課から説明いたしますが、1ページの前のページ、目次の最後のところに、米印の資料凡例として、説明欄を設けております。

該当事業には、マル新、追号、物価高騰対策と記載しております。

農林水産政策課は以上でございます。

○杉谷食のみやこ推進局付政策調整監 食のみやこ推進局付でございます。

2ページをお願いいたします。

2段目、説明欄、「食のみやこ熊本県」創造推進事業は、県内では、食に関する関心度や県外からの食のイメージ向上が課題であることを踏まえ、県が旗振り役となり、食の関係でつくるネットワークの立ち上げや県内の食をPRするイベントの開催など、機運醸成の取組のほか、高級レストランの誘致などの高付加価値化や販路拡大に向けた取組に要す

る経費でございます。

食のみやこ推進局付は以上でございます。

○甲斐流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

3ページをお願いいたします。

2段目、説明欄をお願いいたします。

新規事業、食の魅力向上に繋がる料理人育成事業につきましては、県産品のイメージ向上、消費拡大に向け、熊本の食の魅力を消費者に発信できる料理人を育成するため、県内の料理人が、県産品の魅力を知り、生産者ともつながるきっかけづくりとしての产地見学の実施や、郷土料理や食文化、効果的な広報手法等を学ぶ研修の場の提供などに要する経費でございます。

流通アグリビジネス課は以上です。

○山本農業技術課長 農業技術課でございます。

4ページをお願いいたします。

2段目の農業改良普及推進費の説明欄、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業は、農業支援サービス事業の展開を加速化させるため、サービス事業体におけるスマート農業機械等の導入に対して助成するものでございます。

農業技術課は以上でございます。

○福永農産園芸課長 農産園芸課でございます。

5ページをお願いします。

上から2段目の米麦等品質改善対策事業費の説明欄、麦・大豆生産技術向上事業は、麦、大豆の生産体制強化を目指す産地に対し、作付の団地化、営農技術、機械導入等をソフト、ハードの両面から支援するものです。

次の段、生産総合事業費の説明欄、農業共同利用施設再編集約・合理化支援事業は、老

朽化した農業共同利用施設の再編、集約、合理化に取り組む産地の施設整備に対する助成でございます。

農産園芸課は以上です。

○林田担い手支援課長 担い手支援課でございます。

6ページをお願いします。

上から2段目、農村地域農政総合推進事業費の説明欄、地域計画推進事業は、国による新規事業で、地域計画を実践し、農地の集積、集約を進める上で障壁となる所有者不明農地の対策を実施する熊本県農業会議に対する助成です。

4段目、農業改良普及推進費の説明欄、新規就農者育成総合対策事業は、親元就農を含む認定新規就農者の経営発展のために、機械、施設の導入等を支援する事業で、その活用等、国による採択が当初予算を上回ったことから、増額の補正をお願いするものです。

担い手支援課は以上でございます。

○野入農村計画課長 農村計画課でございます。

7ページをお願いします。

2段目、土地改良事業等指導監督費については、土地改良区体制強化事業として、水土里ビジョンの策定に取り組む土地改良区などに対して助成を行うものです。

農村計画課は以上です。

○大森農地整備課長 農地整備課でございます。

8ページをお願いいたします。

2段目の国庫支出金返納金の説明欄、土地改良事業国庫支出金等返納金は、農業生産基盤整備事業などの事業費確定に伴う市町村など負担金の返納金でございます。

4段目の土地改良施設維持管理事業費の説明欄、土地改良施設突発事故復旧事業につい

ては、土地改良施設の突発事故時における緊急対応に要する経費でございます。

6段目の単県農地防災施設管理費の説明欄

1、農業水利施設電気料金高騰対策事業は、土地改良区が管理する農業水利施設の電気料金の高騰に対する助成となります。

2の農業水利施設省エネルギー化推進事業につきましては、土地改良区などが管理する農業水利施設の電気料金などの高騰に対する助成となります。

農地整備課は以上でございます。

○岩田むらづくり課長 むらづくり課でございます。

9ページをお願いします。

2段目の農村地域農政総合推進事業費の説明欄、棚田地域振興推進事業は、棚田地域振興法に基づく指定申請等の推進に要する経費及び指定された棚田地域の保全や振興活動に取り組む協議会等に対し助成を行うものです。

むらづくり課は以上です。

○野間森林整備課長 森林整備課でございます。

10ページをお願いします。

2段目の国庫支出金返納金は、森林施業の集約化を促進する森林整備地域活動支援交付金事業の過年度支出について、市町村の交付金返還に伴う国への返納金でございます。

森林整備課は以上です。

○山下森林保全課長 森林保全課でございます。

11ページをお願いします。

治山災害復旧事業に係る国庫支出金返納金については、令和4年度の同災害復旧事業を、令和6年度に事故繰越の上施工中のところ、梅雨前線豪雨及び台風第10号の影響により、工事の進捗に遅れが生じ、年度末の最終

出来高が前払い金の額を下回ったことに伴い、その差額を国庫に返納するものでございます。

森林保全課は以上です。

○山下水産振興課長 水産振興課でございます。

12ページをお願いします。

2段目、施設整備事業費の説明欄、浜の活力再生加速化支援事業は、県海水養殖漁業協同組合が行う共同利用施設、具体的には、養殖いかだを係留するための施設や製氷機の整備を助成するものです。

また、4段目、水産研究センター費の説明欄、試験調査事業は、水産業の発展に向けた技術開発、試験研究のうち、アユに関し、新たに国と連携し、海域における稚アユの生息状況調査に要する経費でございます。

水産振興課は以上です。

○植田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

13ページをお願いいたします。

2段目、漁港関係港整備事業費の説明欄、港整備交付金事業費、市町村漁港建設費補助は、地域再生のために、隣接する港湾と漁港双方の一体的な整備を実施する市町村に対して助成する経費で、玉名市管理の玉名漁港への配分を予定しております。

漁港漁場整備課は以上です。

○紙屋農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

14ページをお願いいたします。

14ページから44ページまでは、昨年9月、11月、2月の定例会で御承認いただきました令和6年度一般会計繰越明許費の御報告でございます。

私のほうから、14ページの総括表で一括して御説明いたします。

件数及び繰越額の一番下段の合計の欄を御覧ください。

農林水産部全体で、649件、401億円余の繰越しとなっております。

繰越しの理由につきまして、左の内訳欄に3つ整理をしております。

計画に関する諸条件は、各種協議や地元との調整に不測の日数を要したものや国の補正予算に基づくもので、交付決定が年度末となり、工期の確保ができなくなったものなどで、521件、296億円余です。

資材の入手難は、建築、土木資材等の入手や労務者の手配に不測の日数を要したもので、56件、42億8,000万円余です。

その他は、用地補償の交渉や自然災害による復旧工法の検討に不測の日数を要したものなどで、72件、61億8,000万円余となっております。

続きまして、45ページをお願いいたします。

ここからは、事故繰越でございます。

令和6年度一般会計事故繰越し繰越計算書総括表でございます。

件数及び繰越額の一番下の計の欄を御覧ください。

農林水産部全体で、136件、71億9,000万円余の繰越しとなっております。

事故繰越しの詳細につきましては、この後、各課から主なものについて御説明を申し上げます。

農林水産政策課は以上でございます。

○大森農地整備課長 農地整備課でございます。

46ページをお願いいたします。

最上段、地域密着型農業基盤整備事業費から、ページが飛びまして、48ページ2段目の県営農地等災害復旧費、ここまでにつきまして、これらにつきましては、農地や農業用施設の整備または災害復旧に要する事業でござ

います。

これは、合計しますと、8事業46件の工事につきましては、関係機関や地元関係者との協議に不測の期間を要したものや、工事実施に当たり、現地条件の相違により追加工事が発生したことで、工事施工に不測の日数を要したことが事故繰越の主な理由となっております。

なお、繰り越した工事につきましては、いずれも施工業者との契約を締結したものでありまして、工期内、年度内完成を目指し、事業の進捗を図ってまいります。

農地整備課は以上でございます。

○野間森林整備課長 森林整備課でございます。

49ページをお願いします。

1段目の間伐等森林整備促進対策事業費及び2段目の県有林整備事業費につきましては、搬出路の被災や人員不足により、事業実施に不測の日数を要したものであり、年度内完了を予定しております。

森林整備課は以上です。

○藤田林業振興課長 林業振興課でございます。

50ページをお願いいたします。

1段目の林業・木材産業生産性強化対策事業費につきましては、事業着手後、木材乾燥装置に関する部品の価格が上昇したこと、部品の調達先の変更等を余儀なくされたもの1件です。

2段目の県営林道事業費、3段目、過年林道災害復旧費は、令和2年7月豪雨災害復旧工事の集中により、建設業における作業員の確保や資材調達の困難、また、資材搬入路として使用する林道工事の遅延により、不測の日数を要したものが合計39件です。

4段目の現年林道災害復旧費につきましては、のり面崩壊地の拡大により、対策工の検

討に不測の日数を要したもの1件です。

いずれも年度内完了を予定しております。林業振興課は以上です。

○山下森林保全課長 森林保全課でございます。

51ページをお願いします。

最上段の治山事業費から最下段の単県治山事業費(市町村営)、続いて、52ページの現年治山災害復旧事業費は、山地災害からの復旧、または災害の未然防止を図る対策であります。

この6事業、43件については、受注者において、工事施工上の人員を十分に確保できなかつたことや他の災害復旧工事との調整に多くの日数を要したことなどが事故繰越に至った要因でございます。

繰越しした箇所は、いずれも年度内の完了を予定しております。

森林保全課は以上です。

○植田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

53ページをお願いいたします。

1段目の漁村再生交付金事業費は、漁村再生計画に基づく環境整備に要する経費で、塩屋漁港の漁業集落道工事において、工事着手後に判明した水道管移設に不測の時間を要したものです。

2段目の水産物供給基盤機能保全事業費は、漁港施設の長寿命化対策に要する経費で、牛深ハイヤ大橋の橋梁補修工事等において、工事着手後に判明した支承構造の変更等により、不測の期間を要したものなど3件です。

これらについては、いずれも年度内完了を予定しております。

漁港漁場整備課は以上です。

○大森農地整備課長 農地整備課でございま

す。

54ページをお願いいたします。

専決処分の報告になります。

報告第14号、工事請負契約の変更についてでございます。

令和4年度着手の芦北管内地区県営災・工事費(過年)第16号工事他合併請負契約のうち、契約金額について、8億8,032万852円を8億8,968万9,530円に変更するものです。

事業の概要につきましては、次の55ページに記載をしております。

工事内容につきましては、道路の復旧工事となっております。

請負契約の変更理由につきましては、3番に記載をしておりますが、農道の安全な通行のための防護柵など、安全設備の追加などに伴うものでございます。

農地整備課は以上でございます。

○甲斐流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

56ページをお願いいたします。

くまもと地産地消推進県民条例第10条第2項で、地産地消の取組推進のため、毎年関連施策を取りまとめ、議会に御報告することとなっておりまして、この規定に基づきまして、今回御報告するものでございます。

例年6月議会で御報告いたしております。

概要につきましては、63ページで御説明させていただきます。

63ページをお願いいたします。

2の報告の内容でございます。

令和6年度につきましては、全体で12部局、77施策に取り組んでまいりました。令和7年度につきましては、下に記載の(1)から(5)の、この5つの観点から、12部局、79施策に取り組んでまいります。

主なものについて御説明をいたします。

まず、(1)の県民の県内農林畜水産物等への理解の深化及び郷土愛の育成でございま

す。

県民アンケートの結果を見ますと、県民の地産地消への関心につきましては、9割程度を維持しておりますけれども、引き続き、関心を喚起し、実際の消費行動につなげていくために、SNS等を活用した効果的なPRを開発してまいります。

次に、(2)の安全安心で高品質な農林畜水産物等の生産と高付加価値化でございます。

食のみやこ熊本県の創造に向けて、生産者や食関連企業、行政等、地域が一体となったコンソーシアムの組織化と拠点となる施設の整備等を重点的に進めることで、県産農林畜水産物の高付加価値化を促進し、稼げる農林畜水産業の実現を目指してまいります。

(3)県内農林畜水産物等の流通の促進及び消費の拡大につきましては、生産者と地産地消協力店のマッチング交流会の実施などにより、県産品の販路拡大及び地産地消の促進を図ってまいります。

(4)農林畜水産業と商工・観光業等の連携による地域経済の活性化につきましては、農商工連携により、マーケットインの視点で、新商品の開発、テストマーケティング等の支援を行ってまいります。

最後の(5)農林畜水産業が果たす多面的機能の再認識につきましては、県内小学生に対して、電子化した副読本を活用して、農林畜水産業が果たしている多くの役割について周知するなど、学校教育を通じた理解促進を図ってまいります。

流通アグリビジネス課の報告は以上でございます。

○河津修司委員長 以上で執行部からの説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いいたします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はございませんでしょうか。

○前川收委員 5ページ、農産園芸課のほうにちょっと質疑をしたいと思います。その他もございますので、またほかの課にもしますが。

農産園芸課、5ページの米麦等品質改善対策事業費ということで、今回は、麦と大豆の生産技術の向上のための予算ということで補正予算を組んでいますが、一番気になってるのはお米の話でありまして、今回の補正と直接関係はないかもしれません、米、麦、大豆の生産という前提の中でお尋ねさせてください。

県内の米の作付が、田植が、今どんどん進んでいる状況であります。天草等はもう早くから終わってると思うが、気になるのは、令和の米騒動と言われて、今米不足ということで、非常に米の値段が高騰しているということは御承知のとおりであります。

そこで、幾つかの原因が考えられるわけでありますけれども、そもそも、米が総量として足りないんじゃないかというお話もあります。もちろん流通の問題もあるんじゃないとか、様々問題があろうかと思いますし、前回のたしか委員会でも、私の方から同様の質問もさせていただいたわけですが、県内で、気になるのは、これまでずっと流れを見ていると、いわゆる主食用米からWCSをはじめとした飼料米のほうにかなりの部分シフトしてきたというのが大きな流れだったと思います。

今年の作付状況をどのように把握されているか、どういう動きが出てるのか、例えば、去年と変わりませんのか、それとも、飼料米が減って、WCSが減って、主食用の米のほうに作付が動いてきているのかどうなの

か、とても興味があるところですし、そのこと全体が、多分、熊本がそうであれば、全国的な傾向にもなってくると思いますけれども、全国的な傾向も分かれば教えてもらえばというふうに思います。これがまず第1点です。

それと、同様に、5ページの下の段、生産総合事業費の中で、農業共同利用施設の再編、合理化ということで補正予算が組まれております。この中身、補正額として14億8,700万ということで、かなり大きな施設だなという感じをしておりますけれども、この中身について教えてください。

あわせて、今国の方で、5年間で2兆5,000億の予算を組んで、新しい農業の基盤をつくっていこうというお話が出ております。具体的に予算としてまだ下りてきているわけじゃないと思いますが、概要的な話が農林水産部の方に届いて、その内容が分かれば、ぜひ教えてもらえばというふうに思います。

あとは、事故繰越、いわゆる繰越明許、それから事故繰越という形になっておりますが、もう全体的には、事業予算というのではなくどが補正予算で組まれて、これはもう、いわゆる補正予算というのではなく、単年度と変わらないんですね。もう予算組んだ瞬間に繰越明許になってしまうという状況でありますから、事故繰りが多くなるのはやむを得ないというふうに思っておりますけれども、その国側の対応。昔は事故繰りは絶対駄目だと言って財務省から怒られたとかいう話が随分ありましたが、最近どういう状況なのか、きちっとした理由があれば大丈夫なのか、その点について教えてください。

以上です。

○福永農産園芸課長 農産園芸課でございます。

まず、米の作付見込み等について御回答い

いたします。

国のほうで、4月末の作付意向調査というのを取りまとめております。全国的には、前年実績を上回る7.5万ヘクタールが増産されるということでございます。

本県においても、令和6年産の実績が2万8,800ヘクタールですけれども、600ヘクタール程度の作付増の見込みでございます。

一方で、御指摘のありました作付が減るような作物ですけれども、主に、WCSのほうが400ヘクタールぐらい減るんじゃないかなと。それから、飼料用米のほうが100ヘクタールぐらいは減るんじゃないかなというふうに見込んでおります。

そのほかにも、少しづつ減ってくる分もあるかというふうに思っております。

次の作付意向調査というのが、公表が7月末に予定をされてございます。そこでより正確な状況が判明してくるかなというふうに思っております。

それから、農業共同利用施設の再編事業の件でございます。

農業共同利用施設再編集約・合理化支援事業につきましては、令和6年度の2月補正でも措置をいただいております。ただ、今回につきましては、追加要望分をお願いをしていくところでございます。

今回は、カントリーであるとか、ライスセンターとか、そういうものの再編であったり、合理化に取り組む予定にしております。

予算のほうの動きでございますけれども、この事業につきましては、国のほうが、5年間集中的に措置をするということでござります。そういうこともありまして、県のほうでは、まず5年間分のニーズを把握しようということと、例年8月頃に実施してました要望調査を5月に前倒しをして、早くから伴走支援ができるようにということで、取り組んでいきたいと思っております。

あわせて、今事業周知ということで、キャ

ラバンも組んで、各地域のほうに、この事業内容の周知あたりもさせていただいているところでございます。

農産園芸課は以上でございます。

○中島農林水産部長 ただいま委員のほうから御質問がありました2.5兆円、こちらのほうの国の動きの概要について御説明をさせていただきます。

先ほど委員のほうからお話がありましたように、国のほうにおきましては、この5年間については農業構造転換の集中対策期間という形で位置づけられました。

で、私どものほうには、報道の情報だったり、あと、自民党のほうの情報等を入手しておりますと、その情報から申し上げますと、まず1点目、農業、農村整備、こちらのほうにつきましては、農地の大区画化というものを一つの方向としまして、おおむね8,000億程度が示され、また、2点目、共同利用施設の再編、集約化、こちらのほうでおおむね9,000億程度、3点目がスマート農業技術、新品種の開発、こういったものにつきましては、おおむね7,000億円程度、最後、4点目、輸出産地の育成、こちらのほうでおおむね2,000億円程度という形で、総額約2.5兆円、これを方向として、別枠での確保というふうな情報がこちらのほうには入っている状況です。

以上です。

○大森農地整備課長 3点目、事故縦越の関係でございます。

縦越しに關しましては、財政法やその他規則に基づきまして、財務省なりと調整しながら事務を進めているところでございます。

一時期、コロナの頃は、やはり執行の難しさから、かなり事故縦越について寛容な雰囲気がありましたけれども、今コロナも明けましたので、やはり縦越事由ということは厳し

く見られているというところでございます。県としても、繰越しを少しでも少なくするために、やはり、工事期間を十分確保する、それから早期に発注をして、不測の事態が起きたときにも対応できるような、そういうことも進めておりますので、様々な手を加えながら、繰越しの減少に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○前川收委員 まず、米の作付状況、5ページ、米、麦、大豆対策ということありますから、補正予算とは直接関係ありませんが、今の御説明で大変ありがとうございましたけれども、主食用米がプラス600ヘクタール、それからWCSがマイナス400ヘクタール、それと、飼料用米がマイナス100ヘクタール、残りちょっと数字が合わないのは、あと100がどこから来たのか分かりませんけれども、それはいいんですけれども。

ちょっと心配なのは、畜産県であるこの熊本において、飼料用米がどんどん減るということが、畜産農家に対してどういう影響が出るんだろうかということ、これは飼料用米も同じでありますけれども、その辺のところの影響はどうなるかというのは、ちゃんと見ていらっしゃるのかどうか、それが第1点でお尋ねしたいと思います。

それから、その次の生産総合事業費の中で、カントリーエレベーターやライスセンターの共同利用施設再編、合理化ということで、今回の予算には組んだということありますが、これは、2兆5,000億の内じやなくて、また外なのかなと思って、どっちなのか、ちょっと私も事業ははっきりどこから始まったのかがよく分かりにくいので、さっきの課長の説明では、この中に入っているというような説明だったみたいでありますけれども、それがどうなのかということ。

というのは、なぜかというと、これからか

なり集中して、今お話があったとおり、部長から説明があったとおり、農地の大区画化とか共同利用とか、スマート農業とか、輸出対策、それぞれ何千億単位で5年間であるわけでありますから、これは、全体計画をしっかりとつくって、そこに精力的に手を挙げていかなきやいけないというふうに思ってますが、その計画の中に、今回のこの補正予算が入っているのかどうかをもう一回教えてください。

それと、事故繰りは別に林業だけの話じゃなくて、全体にあると思いますし、先ほど言ったとおり、事故繰りの主な要因の一つは、やっぱり補正予算で、当初予算が組まれてて、1か月後に繰越明許をやって、1年後にもう事故繰りということになってしまう今の予算の現状から見れば、それでも事故繰りは駄目ですよって、予算の財政当局がそれを言うのは、仕事だから仕方ないとはいえ、それにちゅうちょし始めたら、予算を取れなくなってしまうと、手を挙げられなくなるというふうに思いますので、私はむしろ、そのことはそのこととして、気にするなとは言いませんけれども、やっぱり予算を取るというのは、県民のために必要な事業をちゃんとやっていくということが大前提ですから、そこは、答弁は要りません、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それ以外のさっきの部分をお願いします。

○安武畜産課長 畜産課でございます。

先ほど農産園芸課長のほうから、600ヘクタールが主食用米として増え、400ヘクタールWCS分が減少すると。と、100ヘクタール飼料米分が減少するというお話がありましたが、稻WCSにつきましては、稻作農家にとっては作りやすく、畜産農家にとっては飼料価値の高い粗飼料であり、耕種農家、畜産農家とも、出荷、販売契約に基づき、計画的に生産されている状況でございます。

本県では、この生産が着実に拡大しまして、令和6年、作付面積は9,400ヘクタールということで、これは全国1位の面積となっております。

県内で生産されたWCS用の稻につきましては、一部は県外にも取引されているという状況になっております。

また、県内TMRセンターが稼働しておりますが、そこでの飼料原料としても、WCSが定着しているという状況でございます。

今回、400ヘクタールが減少するということで、9,400ヘクタール分の400ヘクタールということで、4.3%減少ということになります。現在のところ、影響は局所的ではなかろうかと思っておりますが、今後の作付動向を注視してまいりたいと思います。

また、飼料米につきましても、同じような傾向でありますと、本県の場合、1,392ヘクタールあります。これは、全国的に見ると、そこまで多い面積ではありませんが、今穀物飼料が非常に高騰している中、貴重な国内産飼料という位置づけになっておりまして、一部では、ブランド畜産物にも利用されているということでございます。

こちらにつきましても、減少幅としては、前年比7.1%減ということになります。これも、影響としては限定的ではなかろうかと思いますが、今後の作付動向を注視しながら、また対策等を考えまいりたいと思っております。

以上でございます。

○福永農産園芸課長 農産園芸課でございます。

農業共同利用施設再編集約・合理化支援事業の予算関係について御説明をいたします。

この事業については、国の方の事業名称が、新基本計画実装・農業構造転換支援事業ということで、国の予算について、昨年度の経済対策としての補正予算が、この事業につ

いては400億円、それから、当初でも80億円ついておりまして、これに対応した予算ということで、今回の6月補正のほうは、そういうことで整理をしております。

農産園芸課は以上でございます。

○前川收委員 これに付けておっしゃった、これってどれですか。

○福永農産園芸課長 農産園芸課でございます。

新基本計画実装・農業構造転換支援事業ということで、この事業については、昨年度の補正で400億円、それから、国の当初予算ということで80億円、合計480億円、国の方で措置をしていただいてますので、その分に対して、今回、6月補正ということでございます。

○中島農林水産部長 福永農産園芸課長のほうから説明申し上げましたとおり、今回の6月補正で計上しております事業につきましては、国の昨年度の経済対策という形になっております。

方向としましては、今回2.5兆円、全体的な方向として、集中期間という形ですけれども、今回の国の6年度の経済対策及び集中5か年期間、これを総合して共同施設という形になっているようです。

予算枠としては、これはあくまで国の6年度の経済対策分という形になります。

○前川收委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

主食米が増えることが、これは今の社会の流れから見れば、米不足という——実態は私も分からんんですけども、に対応するという前提では、県内もそれは仕方ないというふうに思いますが、今、減った分があまり影響が出ないという話がありましたから、そこ

はしっかりと見ながらやつていただいていたいなというふうに思っております。

以上です。

それから、カントリーエレベーターとかライスセンターとか、非常に巨大な、非常にお金がかかる施設が、かなりもう老朽化して、耐用年数に来てるという、そろそろ替えなきやいけないなというところが、かなり県内にもたくさんあるんだろうと思ってますので、これはやっぱり5か年計画の中にきちっと位置づけて、そのまんまじゃなくて、やっぱり合わせ技で、共同利用を広げるとか、いろんな合理化をするとか、そういうことを少し、利用されている皆さん方ともしっかりと協議をしながら、今がチャンスですから、こういった特別な予算が出るならば、それをしっかりと取りにいくということが必要であろうというふうに思いますし、また、農地のほうもそうでありますし、共同利用施設とかスマート農業、それぞれ、この新しい5年間2兆5,000億の予算に対しては、積極的に取り組んでください。要望です。

以上です。

○城下広作委員 ちょっと関連でいいですか。

米の話で、まとめて後で聞こうかなと思ったけれども、今流れがずっとありましたので、ちょっと米のことについて確認をさせてください。

まず、昨年、米として、我が県でできたのは何トンなのかということで、その内訳をちょっと、内訳というか、総量を教えてください。

それと、その内訳で、主食米が何十トン、何百トン、WCSが何トン、また、飼料米が何トンと、この数字をちょっと今教えていただきたいと思います。

○福永農産園芸課長 すみません、内訳とい

うところは、ちょっと今手元で探しているところですけれども、主食用米としては、例年15万トンほど、本県のほうで生産されております。それに対する県内消費量のほうを試算しますと、約9万トンぐらいが県内の消費量ということで、県としては、需要を上回る生産のほうを行っております。

で、内訳のところは、すみません、ちょっと今データを探しておりますので——内訳ですけれども、主食用以外に、すみません、ちょっと量のところがすぐ出ませんけれども、例えば、加工用米であれば、6年産で667ヘクタール、それから飼料用米であれば、6年産で1,390ヘクタール、それから、WCSが9,400ヘクタール、それから、米粉用米が160ヘクタール、それから、輸出等が40ヘクタールぐらいということで、申し訳ありません、作付面積でございますけれども。

○城下広作委員 量では分からぬということですね。

○徳永生産経営局長 面積換算になりますけれども、主食用米が14万7,000トン、米粉用米が841トン、飼料用米が7,255トン、それ以外の新規需要開拓、輸出用とかですけれども、それが202トン、加工用米が3,454トンということで、WCSのほうは、実として取りませんので、トン換算ができないということになります。面積だけになります。

以上でございます。

○城下広作委員 なぜこれを聞いたかというと、今、その数量の把握の仕方です。それは、要するに、米騒動があつて、去年の分が総トータルでどのくらい取れたか、取れないか、それもよく分からぬ状態で、今、ほとんど聞いたのが面積なんですね。面積で、そして、それに対して、反当たり幾ら取れるだろうということで量を出すというやり方な

んですけども、例えば、主食米にしても、例えば、組合に入ってる方は農協に対して幾らとか、納めたとか分かるけれども、非組合の方も多くて、自主流通で出している人がいると、総量というのは正しくつかむことができるんだろうかという、そもそもの疑問があるけれども、これはどうなんでしょうか。今言われた数字の把握の仕方。

○福永農産園芸課長 農産園芸課でございます。

米の全体の収穫量というのは、国の統計のほうで調査をしております。収穫量調査ということで、今のところは、全国標本調査ということで、8,000筆ほど抽出をして、その収穫量を調査しまして、それで全体の推計をするということで、これまでずっとそういった形の調査で集計をされております。

以上でございます。

○城下広作委員 従来のそれは分かってるんですよ。いや、それで、じゃあ私は今年何反作って何反減反しますとかというのを——いわゆる、何回も言うように、組織にちゃんと管理されてる方は分かるけれども、そういう方が幾ら作るとか作らぬというのは、なかなか難しいんじゃないかなと、その把握はと。それを分からないうま、量を全体が幾らとかなんとかという話は——例えば、WCSを400ヘクタール減らしますと言っても、じゃあ、それは400ヘクタール減らす人が申告して、これだけうちは今度減らしますと言うたら、その数が分かるけど、それはどういう形でこの数字が、400が出たのかという、そこもちょっと疑問になるんですよ。

○福永農産園芸課長 農産園芸課でございます。

再生協議会という組織がございまして、これは県段階、それから市町村段階にございま

す。

先ほど、作付意向調査というのをちょっとお話をさせていただきましたけれども、市町村なりの再生協議会のほうで、それぞれの、主食用だったり加工用だったりとかを、作付のほうを把握されて、それを県段階で取りまとめをして、国のほうに報告をして、全体の国のほうでは、その作付見込み調査ということで取りまとめをされております。

以上でございます。

○城下広作委員 その作付調査という分が、いわゆる農業で作付をされる方の対象が全部そこで網羅できるという状況なのか、それとも、いや、それは、歩留りとして、何割は把握できないとか、そういうのはどうなんですか、実際に。

○福永農産園芸課長 農産園芸課でございます。

全体を網羅されているというふうに思っております。

○城下広作委員 それは、組織化されてない分を把握するというのは、なかなか本当は難しいんじゃないかなと。そこが、ある意味では数量の誤差というかね、実際これだけあるだろうというのが、逆にはなかつたりとかというような形につながるんじゃないかなということで、ただ、正確にはそれは把握は難しいですよ。だけど、それがどういう形ですると、一番現実に間違いないような作付面積、そしてその作付で、例えばサンプルで、ここは大体反当たり幾ら取れる、ここは幾ら取れる、その平均値で総量を出すやり方だと思うんですけども、その辺の正確性を追求するという——やっぱり今からは、足る、足らないとかといったときに、やっぱりその量の把握というのが、非常にある程度正確といいますか、現実に近いようにならないと、現実に手

を打つときに、それが有効な手を打てないんじやないかというふうに思います。

例えば、個人の家が、うちは今年何俵取れた、ところが、納めるのはこのぐらいに流通するけれども、自分の家では、今まで10俵しか蓄えてないけれども、今度は15俵、もしかしたら厳しいからって、みんなが同時にそう思ったら、現場には出ないわけでしょ。取れた分と、現場の分のいっと？米の量とは全然また乖離が出てきたりとかして、こういうことが結果的に米騒動の一つの原因にもなるんじゃないかなと、そういう心配があるもんだから、いわゆるやっぱりこの量の正確性というのは、今後国も考えるでしょうし、我々も、どういうふうな形があると一番正確につかむことができるんだというのは大事な視点ではないかなと思って。

WCSで400ヘクタール減る、飼料米で100ヘクタール減る、そして、あとは主食米で600ヘクタール増えるというけれども、この数字がそのままだつたらいいんだけれども、これがもしかしたら現実にちょっとずれがあると、見込みの数が変わってくるんじゃないかなと心配するから。

この辺は、今後恐らくいろんな論議もあり、正確に把握するという形は、考え方が変わるんじゃないかなと、ちらちらとそういう話が出てるから、それをちょっと期待したいなというふうに思っております。

○福永農産園芸課長 農産園芸課でございます。

まず、加工用米とか、飼料用米とか、WCS等については、これは、経営所得安定対策等ということで、国の助成制度もございまして、そういう助成金とも直結するものですから、面積等はまずしっかりと把握をされてございます。

それから、先般、小泉大臣のほうが、この収穫量調査の見直しをちょっと明言をされて

おりまして、その中では、従来の標本調査の見直しもするし、加えて、衛星データとかAI等を駆使しまして、その精度を上げていくということを、見直しとしておっしゃっておられますので、そういうところもちょっと期待をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○城下広作委員 今のを関連でと言うて、関連じゃないものをもともと聞きたかったものですから、すみません。

3ページ、熊本の食の魅力を発信できる料理人の育成に取り組むと、後で食のみやこ、これの話もあると思うんですけども、例えば、これは、結構有名な方とか、ある程度自覚のある方は、熊本の地産地消で、いいもので、食材にして、付加価値があって、単価を上げようという努力はされているんですけども、そういう人以外に、新たに人を増やして見つけるということなんですかね。

それと、この人材は、募集なのか、ある程度もう決め打ちで考えている人にお願いをするという取組、どちらなんですか。

○甲斐流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

ただいま御質問がありました件ですけれども、一応想定をしておりますのは、これから、県産食材とか、そういうものを新たに使いたい、もしくは、これまで以上に使っていきたいというふうに考えておられるような、若手の料理人の方を想定しております、大体30名から40名程度を考えております。

御質問がありました、その募集とかそういうものの仕方でございますけれども、現在、これまでに当課の事業等でお付き合いのあります料理人の方とも意見交換をしながら、PTをつくって、その選定基準、こういった方

に研修を受けていただきたいという、ある程度の基準をつくりまして、募集をするという形で考えております。

以上でございます。

○城下広作委員 ある程度基準もつくらなきゃいけないし、最初から、もう何か知り合いの方を選ぶというんじゃなくて、やっぱり公平、公正で、そして、本当にこういうチャンスを捉えて、しっかり育成していくという形の事業にやっていただきたいなという要望しておきたいと思います。

もう1点です、すみません。

6ページです。

これは、新規事業で、所有者不明農地対策という事業があるんですけども、もうこれは大変大事だと思いますけれども、例えば、基盤整備しどると全部所有者なんかは多分全部分かってると思いますけれども、それ以外の農地、水田、畑、こういうところの所有者が決まってないところを見つけるということですかね、整理するということですかね。

○林田担い手支援課長 この所有者不明農地対策事業につきましては、まず、地域計画を今年つくっておりますけれども、その地域計画の中で、所有者不明農地があった場合に、その所有者不明農地の所有者をまず見つけ出す、その後、所有者が見つからない場合には、その所有者不明農地を農業委員会が探索して、工事して、その後、農地中間管理機構が貸し付けるというような制度がありますので、そういう制度まで結びつけていく这样一个事業でございます。

○城下広作委員 所有者をしっかり見つけて、マッチングさせて、誰かに貸すと、そういう大事な基礎になると思います。

それと、もう一つ、こういう所有者不明農地に付随して、結局、もともとの筆頭の所有

者が亡くなって、相続で何人もいた場合に、非常にこの土地が逆には流動できないというか、活用できないという問題がある、この問題はどういうふうに一緒に考えるんですか。

○林田担い手支援課長 所有者不明農地につきましては、国のほうでは、全農地面積の24%ぐらい、所有者不明農地があるというふうに言われております。

ただ、そのうち、耕作されていない、有期農地につきましては、非常に僅かということで、実際には、所有者不明農地であっても耕作がされているというような現状にござります。

そういう場合は、ほとんどが口頭契約みたいな形になっておりますので、しっかりした手続を踏むということで、所有者不明農地対策ということで、先ほど申しましたように、所有者が分からない場合でも、農業委員会と農地中間管理機構が連携することによって、農地を最大40年借り受けるというような制度がございますので、そういうような制度を使って、所有者不明農地であっても、しっかりした手続を踏んで、貸し借りにつなげていきたいというようなところになっております。

○城下広作委員 ちょっと私が聞いたのと違って、逆に、所有者は分かっていても、相続で、100人、200人って、その所有になったときに、なかなかそういう土地は活用できにくいでしょうと、そういうのはどういうふうに考えるんですかということで、所有者がもともと分からないと、誰かが所有権があつたけど、亡くなれば、結局相続とかなんとかって、権利はいっぱいなってる分の土地があるから、そういう土地もうまく活用するには何か考えがあるんですかということで、これに合わせて。

○林田担い手支援課長 失礼しました。

両方の場合がございまして、所有者が全く分からぬ場合と、あと、所有者がいっぱいいる場合でも、1人とか2人とかでも分かっていれば、そういうふうに農地管理公社が仲介して、40年貸し付けるというような制度がございますので、そういう、今委員がおっしゃられたような、いっぱいいて、少数が分かれている場合については、その少数の人を基に、農業委員会、それから農地中間管理機構が連携して、農地を貸し付けるというような制度が今ございますので、そこを活用して貸借に持つていただきたいというふうに考えております。

○城下広作委員 しっかりこういう制度を利用しながら、いわゆる死んでる土地というか、作れるものは作っていただくという形の部分で、頑張っていただきたいと要望します。

以上です。

○河津修司委員長 ほかに質問、御意見、ありませんか。

○西村尚武委員 今出ました所有者不明農地、これって、量といいますか、どのくらいのあれがあるんですか。把握しておられるだけで教えていただければ。

○林田担い手支援課長 全国でいきますと24%ぐらいというふうになっておりまして、熊本県でいきますと、大体21%ぐらい、耕地面積のというような数量になっております。

以上でございます。

○西村尚武委員 これって、県担当の方から見られて、多いんですか、少ないんですか、ちょっと初めて聞くんだけれども。量的に。

○林田担い手支援課長 すみません、これは

もう私見になりますけれども、初めてこの数字を見たときには、ああ、こんなにあるんだなというふうに思ったところでございます。

以上です。

○西村尚武委員 実は、私天草なんですけれども、天草でも、相続ができずに、そういう土地が結構あって、そこも何とか農地として使っているところもあるんですよね。そういう部分では、やっぱりそんな大きな問題になるのかなという気がしてますけれども。

○林田担い手支援課長 ちょっと先ほど申し上げましたとおり、国のほうでも24%、全耕地面積の24%が所有者不明農地になっているということですけれども、そのほとんどが耕作されているということです。遊休農地というのはほんの僅かというふうに資料で出ております。

こういうことから、実際問題としましては、口頭とか、あと、闇みたいな感じで耕作されているというようなところがあるんですけども、そこ、やっぱりきっちり制度としてやっていくこうということで、この所有者不明農地制度というのがつくられて、農業委員会が探索して農地中間管理機構が貸し付けるというような制度が法定されたというようなことでございます。

○西村尚武委員 今言われた闇というのがよく分からぬのですけど。自主流通米とかそういうふうな……。

○林田担い手支援課長 すみません。ちょっと訂正します。申し訳ありません。

代々ずっと作っていた農地、当初は、先代のほうでは、ちゃんと約束を取り交わして作っていたんでしようけれども、そのうち、こちらの持ち主のほうが、先ほど委員が言われたとおり、持ち主がいっぱいになっていった

りとか、ちゃんとした登記あたりができなくて、持ち主所在不明になったような農地を代々作っているような形で、そういうような形で、所有者不明農地であっても、耕作されている農地というのが多いというようなことのようでございます。

以上です。

○西村尚武委員 分かりました。

あと、今天草の場合、私の周りでは、昔米を作ったところが、やはり米はなかなかもう利益が出ないという部分で、野菜に変更しているところが結構あるんですよね。そういう部分もやはり今回の米騒動とかにも影響してくるんじゃないのかなというのを思うものですから、その辺はどのように考えられますか。

○福永農産園芸課長 これまでも、野菜については、収益性の高い作物ということで推進をしてまいりました。

御心配のところは、水田から畑地化になったところかなというふうには思ふんですけども、基本的には、これまで助成金をもらって畑地化にしたところについては、そのまま基本的には畑地のほうで取組をしていただくということになるかなというふうに思っております。

以上でございます。

○西村尚武委員 はい、分かりました。

○幸村香代子委員 委員会の冒頭に、部長のほうからちょっと御説明があったところでお伺いをしたいのですが、梅雨の時期を迎えるということで、豪雨災害から5年がたつという意味では、非常にまた梅雨の時期がやってくるなど。

で、最近の、やっぱりこの線状降水帯であるとかというふうなことから考えると、非常

に心配するところがあるんですが、今回の、山地防災パトロールとか、治山施設の点検を行いましたというふうな御報告がございました。

それで、実際、この辺りのパトロールをやってみられて、地域のところでは、やっぱり山の荒廃というのがとても心配されていて、それが、今回また土砂流出であるとかにつながるんじゃないかなという御心配をとてもされています。

で、このパトロールをされてみて、今回どうだったかというところをちょっとお尋ねをしたいんですが。

○山下森林保全課長 森林保全課でございます。

山地防災パトロールにつきましては、国は、全国的な山地災害防止キャンペーンを5月20日から行っていますけれども、本県は、それに先駆けて、5月10日からパトロールを実施しているところであります、県内各地、山地災害危険地区であるとか、避難の際に援護が必要な方がいらっしゃるような老健施設のそばであるとか、そういうところを、市町村とともに点検をいたしております。

その中で、やはり、鹿の被害によって下草がないような山林が見受けられたり、そういった今後治山対策が必要な箇所というのを見てとれるわけであります。必要な箇所は、きちんと予算化をして取り組んでいるところであります、いずれにしても、大雨の際には早期に避難をしていただきたいということを呼びかけているところでございます。

以上でございます。

○幸村香代子委員 であれば、例えば、その辺りを把握されて、いち早く——さつき、取り組んで、早めの避難とかっていうことがある。で、いや、ここは危ない、危ないよねっ

て、そんな場所というのは結構ありましたか。ちょっとその辺りをお尋ねしたいんですが。

○山下森林保全課長 おっしゃるとおり、県内に山地災害危険箇所というのが3,000か所ございますけれども、危険箇所の着手率というのは、今6割を超えた程度でございます。

我々としては、予防的な措置も必要な箇所は多いということは十分認識をいたしております。で、全てを一挙にやるということはできませんので、危険な箇所、優先度を考えて、被災が起きたところは率先して、優先的に緊急治山事業等で取り組んでおりますし、また、2年豪雨の際も、激特事業も組み合わせてやっております。

で、今着手をしてない箇所でも危険箇所があるというのは十分承知をしておりますけれども、それは、市町村の要望、地元の要望を受けて、予算化すべく、計画書をつくって国に要望していくわけでございますけれども、全てが予算化されているということではありませんので、それは継続して国にも予算化の要望をしていきたいと思っております。

以上です。

○幸村香代子委員 多分、一度に進まないというのは分かってるんですよ。だから、やっぱりこういったふうな梅雨の時期の前に、やっぱりそれだけ危険だということを、やっぱり地域の皆さんにもお伝えしていただきたいし、もう雨が降る前に、とにかく避難してくれというような話も、きちんと周知していただきたいなというふうに思います。

やっぱりもう、あの令和2年の豪雨災害で、あれだけの被害があったわけですから、とにかく人命を守るといったところを第一に考えてやっていただきたいなというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○山口裕委員 実は私も、部長説明に関連してお聞きしようと思ったんですが、この前の、梅雨のはしりの集中豪雨でため池が崩壊して、和水だったですかね。そういう事象がありました。

国としても、そして県としても、自治体としても、ため池の整備については着手していただいとて、実は地元で、ひょっとしたら崩れるかもしれないよねというため池があつたんですが、手を入れていただいて、安心感が増したなあと思っております。

そういう事業がありつつ、今回、報道として、ため池が崩落して、何か影響があったやの報道がありましたけれども、そういうことをちょっと教えていただければ。

○山下森林保全課長 森林保全課でございます。

まず、ニュースでため池が決壊をして県道に流出したということでございますけれども、実態としては、採石場の沈砂池、これが、水がたまって、盛土部分なんですけれども、築堤している部分が一部漏水をして、それが決壊につながったということでございまして、林地開発許可及び採石法に基づく採石業の認可を受けたところでございます。

で、その後すぐ応急措置を行っておりますけれども、林地開発許可を所管している県といたしましては、同様の施設について点検をいたしておりますし、その箇所については、きっちと漏水対策を講じるように、業者に指導を行っているところでございまして、今後、そういうことがないように、許可地については努めてまいります。

以上です。

○山口裕委員 実は後で事象を聞いて、ため池という表現だけだったんだなということを私も知ったんですけども、やっぱり、伝える、そしてまた情報を発信するときには、見

た目はため池と言われてもため池なんですが、やっぱりその辺りしっかりと正確に伝えていただいたほうがいいんじゃないかなということで質問させていただきました。

以上です。

○松村秀逸委員 先ほどの食のみやこの関連で、ちょっと食のみやこづくり、2ページですかね。3ページかな。

先ほど、料理人さんの育成事業ということでお算づけされて、産地PRということを含めたところであろうと思いますけれども、特に農産物を作つてらっしゃる地域の、例えばJAの婦人部とか、そういう方々に対しても、何かそういうのはあるんでしょうか、予算的に。

○甲斐流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

今回の事業での産地見学につきましては、例えば、G I登録产品ですかね、高品質な県産の食材などを使用するようなメニューの開発とか、そういった研修を予定しておりますので、そういったものに使われます産地を、あらかじめ料理人の方ともすり合わせをして、どういった食材の産地を見学するかというのを考えていく予定としております。

以上でございます。

○杉谷食のみやこ推進局付政策調整監 食のみやこ推進局付でございます。

当局付の事業におきましても、レストランといいますか、シェフの関連の誘致の事業というのを組み立てているところですが、こちらにつきましては、首都圏での、特に県の出身者の方のシェフもたくさんいらっしゃいます。

で、実際、産地見学という手法については一緒なんですかね、ぜひ、委員おっしゃったとおり、そういった産地の見学の中で、

そういった女性部の方々との交流とか、生産者の方々を含めたマッチングとかというところも含めて取組は進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松村秀逸委員 要は、県外に対して、熊本のPRをするための料理人さんの育成と、それと、他県から熊本に、研修とか、もしくは視察とか、そういう中での、現地視察の中での交流の予算ということですね。

で、よく地域の農家の婦人部の方々、結構料理をうまく作つて、あまり知られてないような料理をされることも多いもんですから、ぜひそういうのも力入れていただきたいのと。

それと、これは私の思いでございます。要望と思って。

おれんじ鉄道が非常に下火になつてるので、ここら辺を、何か料理列車等、何かうまく使えないのか、県南のほうにも結構、農産物が、結構いい食品といいますか、ありますので、ああいう、アグリビジネスと鉄道、県も関係してますのでね。あそこら辺をうまく——この間テレビでたまたまそういうのあつてたんですけども、これをもうちょっとこう、観光客があそこに行きたいなと、熊本の農産物、そして、あれは鹿児島まで続きますから、連携して、食品関係、地域の農産物、特産物と、観光客をそこへ呼び込んだ、何かPRができないのか。そうすることによって、熊本の特産物だったりが全国に広がるんじゃないかなというふうな思いがありますので、何かそこら辺も考えていただければという、これは要望でございます。よろしくお願ひします。

以上です。

○河津修司委員長 要望でいいですか。

○松村秀逸委員 はい。

○河津修司委員長 ほかには質問、御意見ございませんか。

○松村秀逸委員 じゃあ次にもう1つ。

先ほどの農地の不明者ということですが、たしか、国のほうで、土地の相続とか、1年以内に必ず登記をしなきゃいけないように決まったんですけれども、もしやらない場合は10万か20万の罰金があると思うんですね。だから、相続人か、もしくは相続の後の取得者の公表は謄本を調べれば分かるんですけれども、そこら辺、先ほど不明者が多いということできちんと気になったんで、それがどういう状況になっているのかなと、実際。

それと、私たちが一番地元なんかで困っているのが、持ち主は分かってるんですが、県外におられるんですよね。だから、実際農地を耕作していらっしゃらないんです。もちろん借りて作ってらっしゃる方もおられるんですけども。その場合、耕作放棄地になって、それが結果的に、山の近いところにイノシシが入り込んだり、もしくは隣接者の畠を地元の方が管理しても、もう荒れ放題で、草刈りも余分にせないかぬとか、カズラとか、そういうのが入って、そういうのが一番困るもんですから。

あるいは、農業委員会あたりで、たしか、指導、文書なんかでされてるだろうと思いますけども、まだまだ、そこが行き届かなくて、地元、地域の農家の方が困ってらっしゃるもんですから、なかなか思うようにいかないということで、そこら辺も市町村で恐らくしていらっしゃると思うんですけども、もうちょっと力を入れていただくと大変助かるなという思いがございます。よろしくお願ひします。

直接関係ありませんけれども、以上です。

○河津修司委員長 いいですか。

○松村秀逸委員 要望でございます。

○河津修司委員長 ほかに質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号及び第27号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外1件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外1件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出こととしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 それでは、そのように取り計られます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が1件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を受けた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○杉谷食のみやこ推進局付政策調整監 食のみやこ推進局付でございます。

報告資料をお願いいたします。

「食のみやこ熊本県」創造推進ビジョンについて御報告をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

ここでは、まず、上段に記載の県の基本方針や総合戦略、そして、中段に記載の次期農林水産業の各基本計画案の概要について、ビジョンに関連しております項目について、朱書きでお示しをしております。

本ビジョンは、これまで、新商品開発や販路開拓等の出口を中心とした支援は継続しつつ、これから御説明申し上げます食関連の現状や有識者会議の御意見等を踏まえ、稼げる農林畜水産業の実現や熊本の食関連産業の発展につながる新たな取組や視点を追加しながら、整理を進めているところでございます。

2ページをお願いいたします。

ここでは、熊本県の食を取り巻く現状及び有識者会議の概要について御説明申し上げます。

資料上段の左側にあります農林畜水産業の現状につきましては、多様な農林畜水産物などの食資源があり、そのバランスのよさが強みであるということをお示ししております。数字もお示しをしておるところでございます。

その右隣の県民の「食」に対する意識・関心でございますが、こちら、県のアンケート調査によるものでございますが、県民の半数以上が、熊本県が農業産出額は全国トップクラスであることを知らないというふうな回答が多くございますが、そういう中でも、食材や料理、グルメといったところについては、おおむね魅力があるというふうなことで、シビックプライドとしてお持ちであるというふうなことで回答をいただいているところでございます。

また、本県を食のみやこと思うかと、単刀直入に伺ったところ、「そう思う」「ややそう思う」という回答が7割弱ということでいら

っしゃいました。

熊本の食の魅力をさらに高めていくために必要なこととは何かという問い合わせには、食と観光の連携、イベントの開催、情報発信の強化などが必要ということで回答をいただいたところでございます。

中段の熊本県の「食」を取り巻く環境についてでございますが、左側のグラフにつきましては、世界の食関連産業市場は右肩上がりであるということ、また、その右側のグラフは、日本の食は海外でも人気があるということもあり、輸出も今後も順調に伸びていくということを示したものでございます。こちらは、いずれも国の資料になります。

その右側の表の食のイメージがある都道府県ランキングでは、熊本県は全国25位ということで、こちらは民間のデータでございますが、お示しをしております。

その右隣のグラフにつきましては、国内外の観光客の観光消費単価、要するに、宿泊費、飲食費などについてでございますが、熊本においては、九州では低い水準であるということをお示ししております。

こちらについては、日銀の熊本支店の数字を引用させていただいております。

下段は、有識者会議の主な意見及び現状などを踏まえた課題を整理したものでございます。

有識者会議につきましては、今年の2月と5月に2回開催をしております。これらの意見を踏まえて、右側に課題を整理しているところでございます。

朱書きの部分を主に見ていただければと思うんですが、全国的な食のイメージの向上や県内の機運醸成、ECをはじめとした事業の流通、販売網の強化、レストラン、料理人の充実強化というふうなことで整理をさせていただいております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

ビジョンの概要につきまして御説明を申し上げます。

ビジョンのまず対象期間でございますが、県の基本方針などと合わせまして、9年度までの3年間ということでしております。

これまで御説明申し上げました現状、課題を踏まえ、目指す姿、3つの方針及び7つの重点プロジェクトということで主に整理をしておりまして、その分を説明させていただきます。

目指す姿につきましては、熊本の食で世界を魅了し、農林畜水産業や食関連産業が活性化しながら、県民が豊かになることというふうにしております。

ここでいう世界につきましては、国内外というふうなことで御理解いただければと思います。

3つの方針は、1つ目に、熊本の「食」の基盤の構築でございます。

これは、県内の食に関する機運醸成や食関係者によるネットワークの構築などとした、主に県内向けの取組でございます。

2つ目に、高付加価値化と消費拡大です。

これまでも、これからも、継続して支援していく六次産業化による新商品開発や国内外の販路開拓、そして、新たなアプローチとなる料理人に焦点を当てた取組を含めております。

3つ目に、農・食関連産業の集積とイノベーションです。

こちらは、県南フードバレー構想のステージ2や産学官の連携によるフードテックなどの展開を主とした取組としております。

右側に記載の7つの重点プロジェクトについてでございますが、こちらは、一応、この3年間で特に力を入れて取り組んでいくというものでございます。

1つ目のくまもとの「食」県民運動！、3つ目の来なっせ 食べなっせ くまもと！、4つ目の情報発信力のある料理人の育成！につ

きましては、当局付、それと流通アグリビジネス課で説明させていただきました予算と関連したものになります、まずはしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

それ以外のものにつきましては、既存事業なり、次年度以降取り組んでまいる予定でございます。

本ビジョンにつきましては、今後、パブリックコメントを経まして、今のところ7月末頃に策定、公表という形で考えているところでございます。

食のみやこ推進局付は以上でございます。

○河津修司委員長 以上で報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんでしょうか。

○城下広作委員 例えば、3ページの図でも、トマト、スイカ、デコポン、これは有名なんですけれども、熊本の食の基盤という中で、あえて、日本というのは、この和食というのが、世界に自信を持って広げて、またブームになってるけれども、その土台は、西村先生の地元にある雑節が日本で半分以上はこの熊本、天草で出されて、これが和食の土台になっているというのは、なかなか直接は書けぬでしょうけれども、そのことも少しやっぱり、もう野菜、果物だけではなくて、雑節で和食の底辺ができるというPRはどこかでちょっと工夫して考えとってもらいたいなというふうに思います。

これがないと日本食はできないということでございまして、その半分以上は牛深で生産されている雑節だということをぜひPRもしていただきたいと思います。要望でございます。

○前川收委員 熊本の農業県としての優位性については、県民の皆さんも、このアンケー

トでもしっかりと御認識いただいているということがよく分かっております。

ただ、農産品と我々が直接食べるときの食品というんですかね、それが少し違うのかなという感じがしてまして、さっきの予算の中でも、シェフをちゃんとつくるとかという話がありましたけれども、要は、たくさん取れておいしい農産品がありますけれども、それをどうやって食べるのほうに入っていくのかなと、食べるというところがキーワードかなと思ってますので、もう既に予算も組んでやっていたらありますけれども、例えば、有名ないろんな料理とかね、熊本の料理としての名物が何かぱっと浮かばないですね。お米もたくさんある、肉もあります、いろんな食材ありますけれども、それは料理として、何ですかと言われたときには、ちょっと浮かばないかなあという感じがしますので、そういう工夫をしてください。

以上です。答え要りませんよ。

（「頑張ります」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 ほかに質疑はありませんか。——ないようでしたら、これで質疑を終了します。

最後に、その他で委員から何かございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第3回農林水産常任委員会を閉会します。

午前11時30分閉会

---

○河津修司委員長 なお、辻井食のみやこ推進局長が6月30日付で退職されますので、一言御挨拶をいただければと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 それではお願ひします。

（辻井食のみやこ推進局長挨拶）

○河津修司委員長 お疲れ様でした。以上でこの委員会を閉じさせていただきます。

午前11時32分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長